

## 第5章

## 具体的取組

基本施策に沿って、以下の取組を実施します。

### 1 動物愛護精神の普及啓発

#### 1-1 市民全体を対象とした普及活動

動物愛護に関するこれまでの普及啓発に加え、市民全体を対象とするため動物愛護週間行事等の企画や広報を充実させます。

また、遺棄虐待事案への対応方法について、警察等の関係機関と連携した周知に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
動物愛護講習会（新規）	動物愛護や動物の習性を学ぶ講習会を出前講座として実施します。	行政 動物愛護団体	市民全体
動物愛護パネル展（継続）	動物愛護の考え方や現状を伝えるため、パネル展を市内中心部において実施するほか、動物愛護週間行事や関係団体等の実施するイベントと合同でも行います。	行政 動物愛護団体	市民全体
人とペットの暮らしひろば（継続）	動物愛護週間事業として、獣医師会をはじめとした関係団体との共催で、動物を飼っていない方も対象とした動物愛護イベントを継続して実施します。	行政 獣医師会 動物愛護団体	市民全体
小動物慰霊の日（継続）	動物愛護週間において小動物慰霊の日を定め、動物管理センターで死亡・火葬したペットの霊を慰めることを目的とした行事を継続して実施します。	行政	市民全体
その他動物愛護イベント（継続）	動物愛護週間行事におけるイベント等について、様々な媒体を活用した広報を行うなど、動物を飼っていない方の参加を促すように配慮し	行政 動物愛護団体	市民全体

	ながら、関係団体と連携により企画・実施します。		
遺棄虐待事案への対応方法 周知（強化）	市民が遺棄・虐待を疑う事案に遭遇した際にとるべき対応を整理し、上記イベントや講習会などを通じて周知します。	行政 警察 動物愛護団体	市民全体

## ■ 1-2 子どもの動物愛護教育

幼児を対象としたどうぶつあいご教室、小中学生を対象とした命の教室を継続して実施します。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
どうぶつあいご教室（継続）	保育園や幼稚園を訪問して動物とのふれあい方や命の大切さを伝える出前教室を継続して実施します。	行政 保育園 幼稚園	幼児
命の教室（継続）	小中学生を対象に、動物愛護や命の大切さを伝える出前教室を継続して実施します。	行政 小中学校 教育委員会	小中学生

### （中長期的に推進する取組）

動物とのふれあいなど体験型の学習機会を提供するため、下記の取組について検討します。

項目	内容
来所型どうぶつあいご教室（新規）	動物管理センター来所型のどうぶつあいご教室
どうぶつふれあい講座（新規）	主に小学生を対象とした、実際の犬猫等とのふれあいや動物との関わり方を学ぶ講座
どうぶつお世話体験・お仕事体験実習（新規）	小学生から高校生を対象とした、動物の世話や動物管理の仕事についての体験実習

### ■ 2-1 家庭動物の適正管理

飼い主に対し、放し飼い、鳴き声、不衛生等に関する啓発指導を強化するため、定期的なパトロールや広報を行います。

また、飼育マナーに関する出前講座や愛犬といっしょの公園散歩講座を継続し、獣医師会、動物取扱業者等と連携した狂犬病予防に関する啓発指導強化に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
愛犬といっしょの公園散歩講座（継続）	散歩のマナーやルールについて学ぶため、犬の飼い主を対象とした散歩講座を継続して実施します。	行政 動物取扱業者 動物愛護団体	犬の飼い主
動物についての苦情相談・事故に対する対応や啓発指導（継続）	動物に関する苦情相談において、必要に応じて飼い主に対する啓発指導を行います。また、犬の咬傷事故発生防止に向け、犬の散歩に使われる公共の場所、過去に事故発生のある場所を中心に定期的なパトロールや広報による啓発を行います。	行政	飼い主
狂犬病予防に関わる啓発指導（強化）	犬の飼い主に対し、狂犬病予防法で義務付けられている、犬の登録と狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着について指導します。狂犬病予防注射の未実施に対しては個別通知により実施を促すほか、無登録犬については獣医師会、動物取扱業者等と連携して飼い主に指導します。	行政 獣医師会 動物取扱業者	犬の飼い主 動物取扱業者

### (中長期的に推進する取組)

飼い主の終生飼養に対する意識や飼育マナーの向上に向けた啓発指導の強化、及び特定動物による事故発生防止に向けた特定動物飼養者への啓発指導の強化のため、下記の取組について検討します。

項目	内容
動物飼い方教室（新規）	動物の飼い主や動物を飼うことを検討している方を対象に、終生飼養と適正管理をテーマとした講習会
犬猫飼育相談・交流会（新規）	しつけ等について困っている犬猫の飼い主を対象とした飼育相談や他の飼い主との交流会
来所型愛犬といっしょの散歩講座（新規）	犬の飼い主を対象とした、散歩のマナーやルールについて学ぶ、来所型の少人数講座
特定動物飼養者の監視指導（強化）	特定動物飼養者に対するこれまでの動愛法に基づく立入検査等のほか、事故発生防止に向けた定期的な立入検査や啓発指導

## ■ 2-2 動物取扱業者における動物の適正管理

動物取扱業者における動物の適正な販売方法・展示方法について、啓発強化に取り組みます。

項目	実施内容	主な担い手	対象者
適正な販売方法・展示方法の啓発（強化）	適正な販売方法、展示方法について、国や関係機関からの通知のほか、市民の声や苦情相談を踏まえた啓発を定期的実施します。	行政	販売業者 展示業者

### （中長期的に推進する取組）

動物取扱業者における動物管理の適正化に向けて、下記の取組について検討します。

項目	内容
動物取扱業者の監視指導（強化）	これまでの動愛法に基づく立入検査等のほか、管理方法に係る定期的な立ち入り検査及び啓発指導
動物取扱責任者研修会（強化）	動愛法に基づく動物取扱責任者研修会の業種別開催
動物取扱責任者初任者研修会（新規）	初めて動物取扱責任者となる方を対象とした研修会

### 3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備

#### ■ 3-1 普及啓発や教育の体制

動物愛護に関する普及啓発活動などにおいて、動物愛護推進員の活躍の場を広げるため、動物愛護推進員に対する研修会を実施します。

項目	実施内容
動物愛護推進員に対する研修会（強化）	動物愛護の普及啓発や教育における活躍の場を広げるため、必要な知識や情報を共有する研修会を実施します。

#### （中長期的に推進する取組）

動物愛護に関する普及啓発や教育の充実に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備について検討します。

項目	内容
普及啓発の体制整備（強化）	市民全体に対する動物愛護の普及啓発を目的とした、動物取扱業者や獣医師会等との連携
動物愛護教育の体制整備（強化）	子どもの動物愛護教育強化を目的とした、教育委員会や教育機関との連携
獣医系大学等の学生実習や職場体験活動の推進（新規）	収容動物のケアを含めた実習など、獣医系大学等と連携した職場体験活動の推進

## ■ 3-2 収容動物の管理や譲渡の体制

譲渡事業について、より広い媒体を活用した広報活動等を実施します。

項目	実施内容
譲渡事業に関する広報活動（強化）	動物の譲渡を推進するため、収容動物の情報や譲渡の手続き等について、ホームページと窓口のみでなく、様々な媒体を活用した広報により周知を行います。

### （中長期的に推進する取組）

収容動物の管理や譲渡に係る多くの問題解決に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備について検討します。

項目	内容
保護ボランティアの活動支援（強化）	保護動物の飼養方法や譲渡方法についての講習会、保護動物の体調管理に関する相談対応、保護ボランティアによる譲渡会の広報や会場確保等の支援
負傷動物の治療体制の整備（強化）	負傷動物の治療について、獣医系大学・獣医師会等との連携した、応急処置にとどまらない治療体制の整備
収容動物のケア体制の整備（新規）	収容動物の生活の質の向上と譲渡の推進を目的とした、運動、トリミング、馴致トレーニング等の心身のケアを行う体制
多頭飼育崩壊の予防、対応体制の整備（強化）	届出による多頭飼育の把握と不妊手術等についての啓発、及び多頭飼育崩壊の発生に備えた動物関係団体との連携
動物愛護推進員やボランティアによる活動の拡大（強化）	動物愛護推進員やボランティアによる収容動物のケア・治療・看護
譲渡動物への不妊手術やマイクロチップ装着の推進（新規）	適正譲渡と、譲渡後の適正管理のため、不妊手術やマイクロチップ装着を推進する体制

### ■ 3-3 飼い主のいない猫への対応体制

(中長期的に推進する取組)

飼い主のいない猫に関する多くの問題解決に向けて、関係団体との連携を含めた体制整備について検討します。

項目	内容
飼い主のいない猫への対応ガイドラインの策定と周知（新規）	飼い主のいない猫に対する行政、市民、その他関係団体の役割や対応（TNR等※）を示す、札幌の実情に合ったガイドラインの策定と周知
飼い主のいない猫に対する対応体制の整備（新規）	ガイドラインに基づく関係大学・獣医師会等との連携を含めた対応体制の整備

※TNR（Trap Neuter Return）：捕獲して不妊手術を施し、市民の合意・管理のもと元の場所に戻す活動で、不要な繁殖を防ぐために環境省が推奨しているもの

### ■ 3-4 災害時における対応体制

災害時における動物の取扱い等に関する対応について、ガイドラインの作成と周知に取り組みます。

項目	実施内容
災害時における動物取扱い等の周知（強化）	市民及び避難所の運営者に対して、災害時における動物の取扱い等に関するガイドラインを作成し、出前講座等により周知します。

(中長期的に推進する取組)

災害時を想定した避難訓練等について検討します。

項目	内容
災害時を想定した訓練（新規）	地域の防災訓練に合わせた動物との同行避難や避難所における動物の飼養管理の訓練等の実施